

相続手続きに必要なもの



被相続人の出生から死亡までの除籍・原戸籍



被相続人の戸籍の附票（除票） 又は 住民票（除票）



相続人全員分の戸籍謄本 各 1 通



登記名義人（不動産取得者）となる相続人の住民票 1 通



対象不動産の固定資産税評価証明書



遺産分割協議書（当方にて作成させていただきます。）

相続人全員の実印による捺印が必要となります。



相続人全員分の印鑑証明書（作成後 3 ヶ月以内の必要なし）



状況に応じて、3 点セット（不動産登記済証書・不在籍不在住証明書・固定資産税評価証明書 3 年分）や相続放棄申述受理証明書・特別受益証明書などが必要となる場合があります。

公的証明書については、当方にて直接ご取得可能ですので、必要時は何なりとご指示いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〒460-0008 名古屋市中区栄 4-1-1 中日ビル 8 階
司法書士 HATTORI LEGAL OFFICE
相続あんしんセンター相談窓口

TEL : 052-269-4010